

10月から 日野市障害者地域生活支援事業が始まります

施行から5カ月が経過した障害者自立支援法は、身体・知的・精神の障害種別ごとに組み立てられ、提供されてきた障害保健福祉サービスを、3障害共通の基準・体系のもとで一体的に再編し、

あわせて当該サービスの提供主体を、利用者に最も身近な区市町村に一元化しています。

問合せ先 障害福祉課

大きく、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられます。このうち地域生活支援事業は、区市町村が自らサービスの内容や基準を定め、利用者の皆さんは当該範囲内でサービスを利用することになります。なお、「自立支援給付」には、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具給付等の事業があります。いずれも国制度で、法に基づいて実施・利用することになります。

来月から実施予定の日野市障害者地域生活支援事業については、8月26日に市内2会場で市民向け説明会を開催しましたが、今号ではその概要について、お知らせします。

●日野市障害者地域生活支援事業

事業名	サービス内容等
相談支援	①福祉サービスに係る情報の提供と利用の援助を行います。 ②社会生活を高めるための支援を行います。 ③権利擁護のための必要な援助を行います。 ④専門のサービス提供機関の紹介を行います。 ⑤地域自立支援協議会を設置・運営し、相談事業の評価や困難事例への対応等に係る協議・調整を行います。
必須事業	移動支援 視覚障害者や知的障害者(児)、精神障害者の方を対象に、現在の外出介護と同様のサービスを提供します。 ※対象を広げて、中学生年齢以上とします コミュニケーション支援 市内在住の聴覚障害者(身体障害者手帳所持者)の方に、必要のとど手話通訳者の派遣を行います。
日常生活用具の給付・貸与	在宅・重度の障害者の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付または貸与します。新たにストマ用装具及び紙おむつの給付事業が補装具から日常生活用具に移行します。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解を促すための普及啓発事業を行います。
その他事業	日中一時支援 現行の短期入所の日中預かり(日帰りショートステイ)と同様の事業を実施します。 訪問入浴サービス 入浴が困難な在宅の身体障害者の方に、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。 自動車免許取得・改造費助成 心身障害者の方を対象に運転免許取得助成、身体障害者の方を対象に自動車改造費の助成を行います。

※一部事業については、利用に際して応益または定額による自己負担が発生します(経過措置あり)

障害者自立支援法に基づく新たなサービス
補装具制度も一部見直し
障害者自立支援法では、今年10月から補装具の定義等も変わります。

種目の見直し
ストマ用装具及び紙おむつ等の交付事業が補装具から日常生活用具に移行します。

定率負担を導入
本人負担(利用者負担)を、これまで「応益負担」から、基準額の1割負担(所得に心した上限額あり。政令が定める一定額以上所得の場合には給付対象外)に変わります。

なお、今回の見直しにより、補装具の交付について、代理受領方式が導入されますが、申請から交付までの流れに大きな変更はありません。

● なのお「土曜のひろば」遊学講座 ●

受講生募集

なのお「土曜のひろば」は、地域の市民の手による子どもの学びの場を提供する地域教育力活性化事業です。異なる年齢の子どもたちが知的に鍛え合いながら体験学習し、交流と友だちづくりを行っていくことを目標としています。

教えてくれる講師が近所のおじさんおばさんたちなので、学校や家庭では味わえない一味違ったことが学べます。なのお「土曜のひろば」遊学講座は、自然観察・科学講座を含めて4講座ありますが、今回は以下の3講座を募集します。

▷日程、内容、対象学年、募集人数、費用＝下表のとおり※申込多数の場合は抽選
▷申込み＝9月15日(金)までに往復ハガキで。往信用裏面に講座名、住所、氏名(ふりがな)、学校名、学年、保護者氏名、電話番号を記入し、〒191-8686日野市教育委員会文化スポーツ課「土曜のひろば」係へ

講座名	初歩の電子工作講座	木工工作講座	ふるさと歴史探検講座
対象者	小学5年生～中学生	小学5年生～中学生	小学3～6年生
募集人数	5人程度	8人程度	7人程度
費用	材料費5000円程度	材料費5000円程度	入場料・交通費等実費
9月23日(金)	講座一般公開(9:00～10:15)。前後期開講式。ミニミニコンサート		
10月14日(土)	トランジスターICと友だちになろう	人形や花の飾りにミニニス	オリエンテーション
10月28日(土)	ICを使ってLED点灯回路を作成		南平丘陵公園を探検する
11月11日(土)	2つのスイッチでLEDをコントロールしてみよう		多摩動物公園を探検する
11月25日(土)	階段灯のスイッチ回路にチャレンジ	持ち運び便利なオカモチ	黒川清流公園を探検する
12月9日(土)	面白いフリップフロップ回路の動作と使いみち	宝物入れとイス	豊田用水を探検する
1月13日(日)	2つのフリップフロップ回路の動作と使いみち		日野用水を探検する
1月27日(土)	3つのLEDを順次点灯させてみよう		「緑と清流」のまち日野についてまとめる
2月10日(土)	LEDで方向指示器を作ってみよう		土方歳三のふるさとを探検する
2月24日(土)	LEDで方向指示器を作ってみよう		甲州道中 日野宿を探検する
3月10日(土)	自由研究		「新選組のふるさと日野」についてまとめる
3月24日(土)			後期開講式(成果発表)

※講座時間は、9:00～12:00(講座により変更があります)。講座内容により天候の都合で変更する場合があります
※講座は主に7生中で実施。ふるさと歴史探検講座は、現地集合現地解散の場合があります
※各講座には保険料(330円)がかかります

10月から 日野市まちづくり条例が施行されます

日野市まちづくり条例とは
10月1日から日野市まちづくり条例が施行されます。この条例は、市が定めたまちづくりの基本方針である「日野市まちづくりマスタープラン」の実現を図るため、市民参画によるまちづくりの仕組みや開発事業を行う際

に必要な事前の手續などについて定めています。市では、市民・事業者と協働しながら、住みよいまちづくりを目指していきます。
条文は、市役所3階まちづくり課、市内各図書館、市ホームページで見ることができま

す。
まちづくり条例ができるまで
平成14年に、公募市民・関係各課職員・学識経験者からなる「第2期市民まちづくり会議(まち会)」が発足しました。
日野市まちづくり条例は、このまち会を中心として、平成14～16年度の約3年をかけて検討を行い、数回の意見募

集を経て、平成18年3月に公布されました。
まち会では、条例制定までのプロセスから検討を行い、より多くの市民意見を募るためにまちづくり講座やまちづくり寺子屋を開催しました。また、これらを通じて得た市民意見を「提言書」として束ね、それをもとに条文検討を行い、現在のまちづくり条例の原案が出来上がりました。

●日野市まちづくり条例の体系図

総則 (第1～7条)

条例に関する総則的なものを定めています。

目的

日野市のまちづくりについての基本事項を定め、市民・事業者・市の協働のもと、まちづくりマスタープランの実現に寄与するまちづくりを推進します。

基本理念

環境や安全に配慮した次世代に引き継げるまちづくりを市民・事業者・市の相互の信頼のもと進めます。

定義

条例に関する用語の定義を定めています。

責務

市民・事業者・市の責務を定めています。

市民まちづくり会議 (第10～14条)

まちづくり条例が適切に執行され、日野市のまちづくりの推進を図るために、まちづくりに関する事項の審議や調整を行う組織として「市民まちづくり会議」を設置します。
※この条例により設置される「市民まちづくり会議」とは、条例制定のために活動してきた「第2期市民まちづくり会議」とは別組織です

市民主体のまちづくり (第15～37条)

市民が自主的なまちづくりの取り組みを進めていくために必要な仕組みを定めています。市民は、地区や活動のテーマに応じてまちづくりを考える協議会をつくり、まちづくりの実現に向けて活動を推進していくことができます。

地区のまちづくり

身近な生活圏(地区)を舞台として、市街地整備や環境保全等を目的としたまちづくりについて、市民が計画をつくるなどまちづくりを実践する方法を定めています。

テーマ型のまちづくり

特定のテーマについて関心のある市民が集い、まちづくりの計画を策定するなどの方法を定めています。

農あるまちづくり

農地所有者が、都市農業の計画的な保全と活用を進めるための計画を策定し、市長に提案する方法を定めています。

協働による重点的まちづくり (第38～41条)

市が重点的・優先的にまちづくりが必要な地区を指定し、市民・事業者等とともに市街地整備や都市環境の改善を目的としたまちづくりを進めます。
例えば、大規模用地の土地利用転換にあわせてまちづくりなど、重点的な取り組みが必要な地区を市が指定します。そして、その計画づくりを地区内の住民等で構成する「重点地区まちづくり協議会」が行うことで協働のまちづくりを進めていきます。

都市計画によるまちづくり (第42～55条)

市民が都市計画法の諸制度を積極的に活用できるように、都市計画の提案制度に係る手続きや支援、都市計画の案の作成・決定等の手続きについて定めています。
これにより、土地所有者やNPO等法律で定める団体の他に、各種協議会や農業協同組合・商工会が都市計画の提案を行えるようになります。また、都市計画の案の作成や決定段階においての市民参加を拡充しています。

協調・協議のまちづくり (第56～90条)

計画的な土地利用を進め、良好な環境を創出していくため、開発事業に伴う手続きと基準を定めています。これにより、開発等の情報を早期に市民へ公開することや、まちづくりの基本理念等に鑑みた開発事業の充実など、市民・事業者・行政による協調・協議のまちづくりを進めます。

条例が施行されると、これまでの開発指導がこう変わります!

大規模土地取引の調整

市全体に大きな影響を与える大規模な土地5,000平方メートル以上(川崎街道、北野街道から南側の都立多摩丘陵自然公園内の丘陵地では3,000平方メートル以上)について、土地取引を行う3カ月前までに、事前に届け出を行う必要があります。
大規模開発事業に関する手続き
市全体に大きな影響を与える大規模開発事業(上記に同じ)については、土地利用の構想段階から市民に周知することや、説明会を開催する必要があります。
開発事業に関する手続き
開発事業の基準への適合や市民への早期の公開など開発事業に関する手続を定めています。

大規模開発事業	開発事業手続き
大規模土地取引の届け出	開発事業に関する協定締結
助言	指導基準適合通知書の交付
土地利用構想の届け出	指導基準への適合審査
説明会の開催	開発事業申請書の提出
市民からの意見書の提出	必要に応じて調整会の開催
助言または指導	見解書の提出
市からの意見書の提出	意見書の提出
説明会の開催	協議

補足 (第96～108条)

工業地域または準工業地域内に共同住宅等を建築する場合は、25%の高さ制限を定めています。また、是正命令や公表など、まちづくり条例が適正に執行されるための仕組みを定めています。

罰則 (第109～110条)

まちづくり条例が適正に執行されるために、条例に違反した者への罰則を定めています。

市民が自主的にまちづくりを進められるように、協議会への専門家の派遣や助成などの支援策を定めています。
また、日野市のまちづくりの状況を定期的に報告する報告書の作成や、功労者の表彰などを定めています。

市民が自主的にまちづくりを進められるように、協議会への専門家の派遣や助成などの支援策を定めています。

中世の謎に挑戦 幻の真慈悲寺調査プロジェクト

鎌倉幕府の公式の歴史書である「吾妻鏡」には、文治2年(1186)に、僧・有尋が鎌倉まで出向いて「真慈悲寺は祈禱の霊場なのに、莊園を寄進するものもなく荒れている」として復興を申し出たことが書かれています。その後、建久3年(1192)同じ真慈悲寺が、後白河法皇の49日法要の「百僧供」に浅草寺と並んで「僧3人」を送ったことが書かれています。

この資料から、鎌倉時代に「祈禱の霊場」と崇められてきた「真慈悲寺」という寺があり、浅草寺と同程度の格式だったことがわかります。しかし、この寺はいつのころか姿を消し、「幻の寺院」とされてきました。「幻の寺院」とされてきた一方、市内百草八幡には青銘に「建長2年(1250)武州多西吉富真慈悲寺」と刻んだ阿彌陀如来像が伝えられています。また、百草八幡に隣接する京王百草園の発掘調査で大量の中世瓦が出土したことから、ここに、当時としては極めて数少ない「瓦葺き」の建物があったことが確かめられ、それこそ「幻の真慈悲寺」ではないかと強く推察されています。

しかし、遺構そのものは確かめられておらず、伽藍の配置などもわかってはいません。市では、今年から郷土資料館を事務局として、「幻の真慈悲寺」調査プロジェクトを立ち上げ、市民の皆さんと一緒に、この中世の謎に挑戦します。

この事業の一環として、9月17日(日)、百草八幡神社の祭礼に際して阿彌陀如来坐像(国指定重要文化財)が開帳されるのを合わせて、左記の特別イベントを開催します。

▽幻の真慈悲寺調査プロジェクト特別企画
▽プロジェクト発会式
▽時間 午前9時30分～10時
▽会場 百草園内松連庵
▽特別講演 I 中世の坂東と真慈悲寺―源氏はなぜの地に御願寺を置いたか―
▽会場 百草園内松連庵
▽講師 日峰純純夫氏(前中央大学教授) II 「追い話」の「幻の真慈悲寺」―出土瓦が語るもの―
▽時間 午後1時30分～2時30分
▽会場 百草園内松連庵
▽講師 日野市去員
▽定員 市去員60人
▽費用 1100円(入園料・資料代)、800円(昼食代)

▽秘仏開帳
幻の真慈悲寺を追って
▽日時 9月17日(日)午前9時30分～午後4時
▽会場 百草園・百草八幡神社
▽お問い合わせ 090-3405-6347(日比野)

わんぱくリトミック教室

この機会に是非、リトミックを体験してみてください!

無料体験レッスン実施中!

10月生募集

日時 9月8日(金)・15日(金)10:00～
年齢 1歳児(H16.4～H17.3生)、2歳児(H15.4～H16.3生)
(3,4,5歳児の方もご希望があれば、ご相談に応じます)
場所 わんぱくリトミック教室(日野市南平6-14-10 土屋方042-591-6578)
申込み・問合せ tel.090-3405-6347(日比野)